

ブラッシュアップ講座・サービス提供契約書

浅野美保(以下「甲」という)及び(株)アイナル(以下「乙」という)は、乙が甲の為に提供する「ブラッシュアップ講座」(以下「本講座」という)に関し、本日以下の通り、サービス提供契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(本契約の目的)

1. 本契約は、乙が本講座を甲に提供することにより、本講座が目標としている「自分がやりたいことを商品化する」事に必要と考えられるカリキュラムおよび関連知識・技能の習得等を目的とする。
2. 甲及び乙は、本講座により、実務指導又は本講座が目的としている「自分がやりたいことを商品化する」での収入を約束するものではないことを確認する。

第2条(本講座の内容及び期間)

1. 本講座は「ブラッシュアップ講座」という名称のコンサルティングである。
2. 本講座のコースは自動集客コース、契約期間は令和7年1月22日から令和7年11月21日までとする。
3. 成果安心サポートを使う場合の契約期間は令和7年1月21日までとする。

第3条(代金及び支払い)

1. 料金は前払いとなる。
2. 甲は、乙に対し、甲の申し込みの日から3日以内に、当事者欄に記載の振り込み口座に振り込む。
口座振り込み方法又はインターネット上の決済代行を利用する方法により、本講座の代金として金750,000円(税込み)を乙が定めるクレジット関連決済機関を利用して支払うものとする。

第4条(代金未払いと本講座提供の中止)

1. 甲が前条第2項の支払い期日における代金の支払いを怠ったときは、甲は直ちに期限の利益を喪失し、残代金を支払い義務が生じるとともに、乙は甲に対する本講座の提供を中止することができる。
2. 前項の場合であっても、甲が支払いを再開したことを乙が確認した場合、乙は甲に対する本講座の提供を再開することができる。ただし、無払い中の期間分の延長は無いものとする。

第5条(中途解約及び返金の禁止)

甲及び乙は、本講座により提供される商品及び役務が情報商材としての性質を有するため、返品および中途解約できないものであることを確認し、甲は情報商材及び役務の性質上、本講座の受講開始後に本契約を中途解約することができないこと、および中途解約による返品及び返金を求めることができないことを承諾する。

第6条(商品の配送等)

乙は、本講座の受講に付随して商品の配送が必要な場合は、甲に対し、商品を配送する。

第7条(商品の交換)

甲は、乙から配送された商品(書籍を除く)に瑕疵があった場合、未開封・未使用の商品に限り、商品を受領した日から8日以内に乙に連絡することにより、乙に対し、商品の交換を求めることができる。